

質問票兼同意書

事業者健診(定期健康診断)の検査結果について、全国健康保険協会埼玉支部へ提供することに同意いたします。 (特定健康診査以外の検査項目を含む。)	署名 令和 年 月 日 氏名
健康保険の記号番号	フリガナ
—	

※太枠内を必ずご回答ください。

質問項目(該当する方に☑をしてください)		
服薬歴	現在、aからcの薬の使用有無(※医師の判断・治療のもとで服薬中の者)	
	1 a.血圧を下げる薬を飲んでいる	☐ はい ☐ いいえ
	2 b.インスリン注射又は血糖を下げる薬を飲んでいる	☐ はい ☐ いいえ
	3 c.コレステロールや中性脂肪を下げる薬を飲んでいる	☐ はい ☐ いいえ
既往歴	医師から脳卒中(脳出血・脳梗塞等)にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか	☐ はい ☐ いいえ
	医師から心臓病(狭心症・心筋梗塞等)にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか	☐ はい ☐ いいえ
	医師から慢性腎臓病や慢性腎不全にかかっていると言われたり、治療(人工透析など)を受けていますか	☐ はい ☐ いいえ
喫煙歴	現在たばこを習慣的に吸っている ②以前は吸っていた(生涯で6か月以上吸っている、又は合計100本以上吸っている)が、最近1か月は吸っていない	☐ ①はい ☐ ②(左記参照) ☐ ③いいえ
自覚症状	☐ なし ☐ あり(症状：)	
腹囲(自己測定可)	cm	

【定期健診結果データの提供について】

「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条において、保険者（協会けんぽ）は事業主等に対して定期健診結果の写しを提供するよう求めることができます。また、提供を求められた事業主等は、保険者に対して定期健診結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。

事業主が定期健診結果の写しを保険者に提供することは、個人情報の保護に関する法律に抵触するものではございませんが、その健診結果に、特定健康診査（以下「特定健診」といいます）項目以外の健診結果が含まれている場合は、健診を受診されたご本人様の同意が必要となります。

【事業主様へ】

定期健診結果をご提供の際に、特定健診項目以外の健診結果が記載されている場合は、必ず健診を受診された従業員様から同意（表面上部への署名）を得ていただきますようお願いいたします。

【健診受診者（従業員）様へ】

事業主様が協会けんぽに対して、特定健診項目以外の健診結果が含まれている定期健診結果の写しを提供することに同意していただける場合は、表面上部にご署名をお願いいたします。

※特定健診項目以外の健診結果については、全国健康保険協会において利用いたしません。なお、ご提供いただきました定期健診結果の写しについては、特定健康結果を登録後、適宜廃棄させていただきます。

《ご提供をお願いする健診結果の項目等》

- ・健診機関名及び健診機関コード・氏名（カナ）・生年月日・性別
- ・健康保険の記号、番号・受診年月日・既往歴・自覚症状・他覚症状
- ・身長・体重・BMI・腹囲・血圧
- ・空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪
- ・HDLコレステロール・LDLコレステロール・AST(GOT)・ALT(GPT)
- ・γ-GTP・空腹時血糖又はヘモグロビンA1c(NGSP値)・尿糖・尿蛋白
- ・医師の診断（判定）・健診を実施した医師の氏名
- ・服薬情報（血圧、血糖、脂質）・喫煙歴

※やむを得ず空腹時血糖以外においてヘモグロビンA1c(NGSP値)を測定しない場合は、食直後（食事開始後から3.5時間未満）を除き随時血糖でも可。

※全国健康保険協会埼玉支部（加入者）のデータであること。

【ご参考】「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）～抜粋～
第二十七条

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等（厚生労働省令で定める者を含む。以下この項および次項において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者にかかる健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健康診査もしくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。